

# 「国の財務書類等の作成及び財務情報の開示等に関する法律（案）」の概要

## 1. 目的【第1条】

発生主義・複式簿記による国の財務書類等の作成及び財務情報の開示

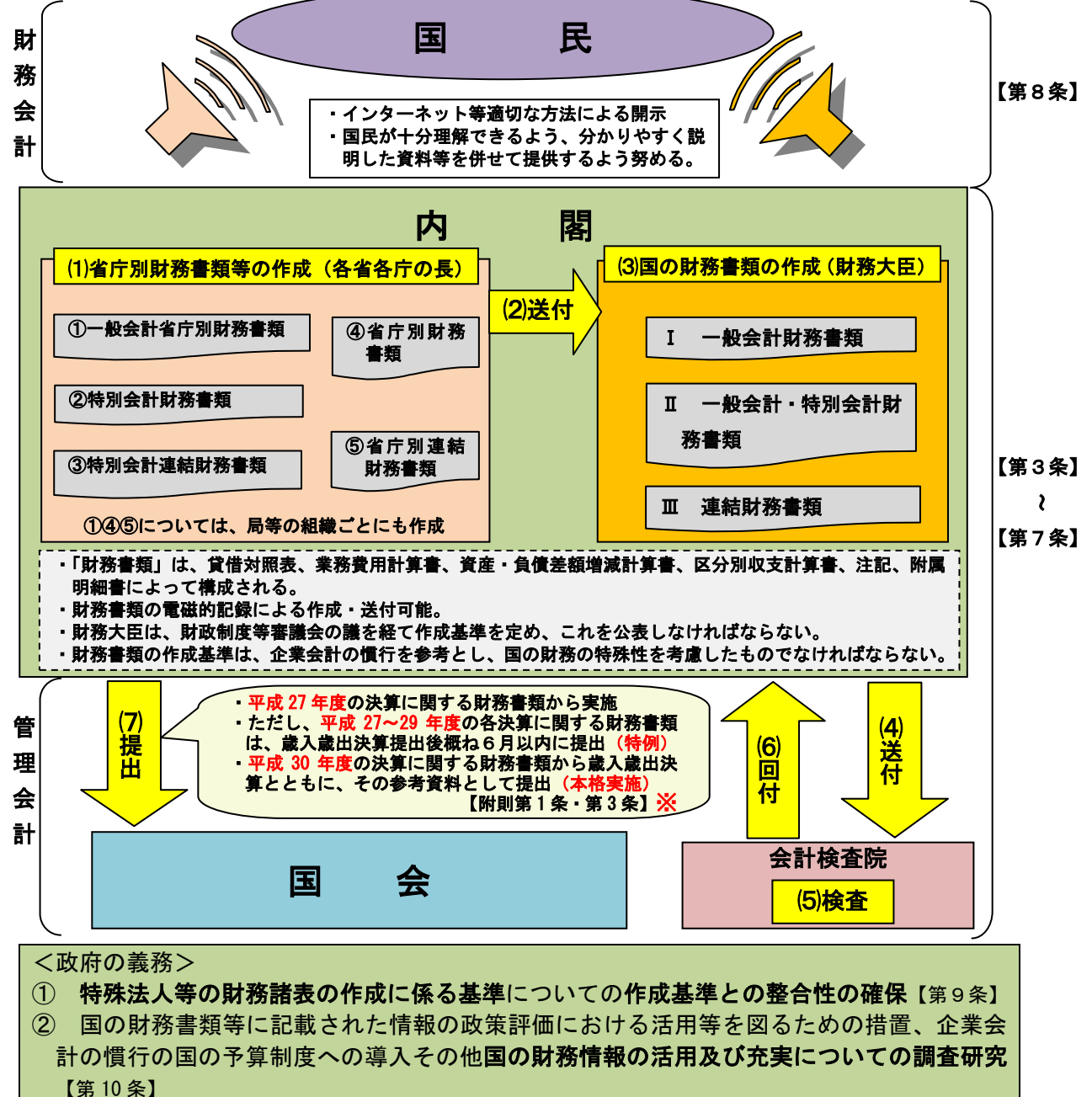
- 国の資産・負債や事務事業コスト等の国の財務に関する状況を明らかにすること
- 決算審査等の充実



☆政府による説明責任（アカウンタビリティ）の十分な履行【財務会計】

☆適正な予算編成・効率的な行政の推進【管理会計（PDCAサイクル）】

## 2. 仕組み



※平成29年度まで（本格実施まで）に講ずる必要な措置

- ① 財務書類作成のための会計事務に係る情報システムの整備その他の財務書類を早期に作成することができるようにするために必要な措置【附則第4条】
- ② 国有財産法、特別会計に関する法律等に基づき作成することとされている各種の国の財務に関する書類とその取扱いについての検討及びその結果に基づく必要な措置【附則第5条】

